

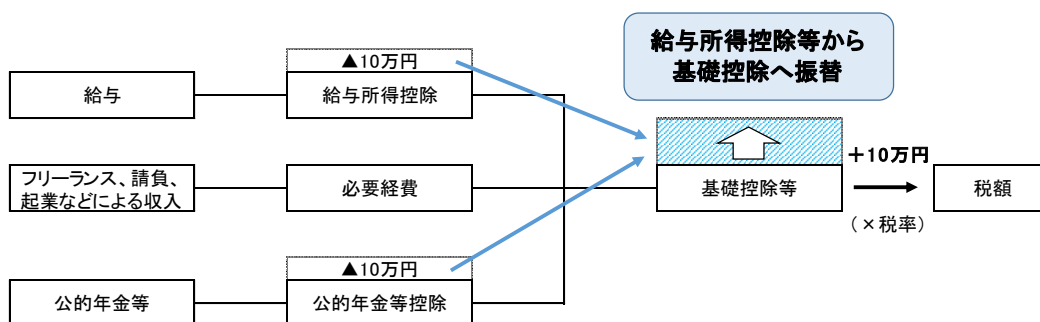
3月 NEWS

【1】 税制情報

先月に引き続き税制改正の大綱の内、個人所得課税の改正についてお知らせいたします。

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

② 給与所得控除の見直し

給与所得控除については、実額の勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされてきたことを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しを進めてきています。

今回の改正でも、これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げます。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じます。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%-10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

③公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設けます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げます。

④基礎控除の見直し

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかとの指摘がなされてきたこと等を踏まえ、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとします。

合計所得金額	基礎控除の額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0万円

全て、適用時期は平成 32 年分以後の所得税についてとなります。

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成 30 年度税制改正の大綱」を参照されて下さい。

【2】 3 月の主な税務

3 月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認下さい。

提出期限	内容
3 月 10 日	2 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3 月 15 日	H29 年分所得税の確定申告
	個人の青色申告の承認申請
	H29 年分贈与税の申告
4 月 2 日	個人事業者の H29 年分の消費税の確定申告
	1 月決算法人の確定申告
	1 月、4 月、7 月、10 月の決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人、個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告
	7 月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が 400 万円超の 4 月、7 月、10 月決算法人の 3 ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が 4,800 万超の 12 月、1 月決算法人を除く法人の 1 ヶ月ごとの中間申告（11 月決算法人は 2 ヶ月分）

【3】 スタッフの一言

早いもので 3 月がスタートしました。確定申告の申告期限まで半月。鋭意作業中です。また、春の気配とともに花粉症の症状が出てきたことに悩まされていますが、注意力を落とさないように気を付けていきます。

担当：稲永